

(別紙2)

基安発第0812002号

平成17年8月12日

国土交通省総合政策局担当審議官 } 殿
経済産業省製造産業局次長 }

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

(公印省略)

建材等の石綿使用状況に係る情報の公開・提供について

石綿はこれまで建材として建築物に多く使用されており、今後、これらの建築物の老朽化に伴い解体等の作業が増加することが予想されています。

このため、石綿障害予防規則を新たに制定し、建築物等の解体等の作業における石綿使用の有無の事前調査、石綿のばく露防止、石綿粉じんの飛散防止等の措置の充実を図ったところです。

このうち、石綿使用の有無の事前調査は、同規則第3条の規定により設計図書等による調査又は石綿使用の有無の分析により行うこととされています。また、同規則第8条では、事前調査を適切に実施するため、発注者が有している設計図書等に記載された石綿の使用状況等の情報を解体事業者に通知することを求めています。

これらの措置がよりの確に実施されるためには、建材、建築物のメーカーから解体等の作業の発注者となる建築物所有者や解体等の作業を行う事業者に対する積極的な情報の公開・提供が極めて重要です。

このため、別紙により、関係業界団体に対して、建材、建築物のメーカーが保有する石綿使用状況に関する情報の積極的な公開・提供について要請を行ったところです。

つきましては、貴省におかれましても、建材、建築物の石綿使用状況に係る情報の公開・提供の促進について、関係団体への指導等ご協力いただきますようお願い致します。